

## 民営化等に係る経過について

|        | 2002(H14)  | 2010(H22)   | 2013(H25)  | 2019(R1)  | 2022(R4)  |
|--------|--|---|--|---|---|
| 市の考え方  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第二次行財政改革大綱に「平成19年に委託する」と明記。</li> </ul> <p>&lt;認可保育園の数&gt; 公立5園、私立6園／計11園</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>第三次行財政改革大綱に「平成25年に委託する」と明記。</li> </ul> <p>&lt;認可保育園の数&gt; 公立5園、私立8園／計13園</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>職員組合に「保育業務の総合的見直し」を提示。</li> </ul> <p>&lt;認可保育園の数&gt; 公立5園、私立8園／計13園</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>保育料値上げ開始（H27年度/国基準の35%→H31年度/国基準の約46%）</li> <li>職員組合に「今後の保育サービスに関する基本方針（案）」を提示。</li> </ul> <p>&lt;特定保育施設の数&gt; 公立5園、私立24園／計29園</p> |   |
| 協議会等   | <p>児童福祉審議会</p> <p>「最終答申」により、基本は現行の体制維持とする。</p>   |   | <p>運営協議会（第Ⅰ期）</p> <p>（第Ⅱ期）</p> <p>（第Ⅲ期）</p>  | <p>保育検討協議会</p>  | 保育計画策定委員会   |
| 世の中の動き | <ul style="list-style-type: none"> <li>★ITバブル崩壊</li> <li>★同時多発テロ</li> <li>★東京株式がバブル後最安値</li> <li>★完全失業者数過去最高368万人</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>★リーマン・ショック</li> <li>★有効求人倍率過去最低0.42倍</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>★東日本大震災</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>★保育士の有効求人倍率が3.54倍に（東京都）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>★保育士の有効求人倍率が6.96倍に（東京都）</li> </ul> |

※シャドーは景気後退期を指す。

## 市の方針の変遷

| 年月      | 内容   |
|---------|--|
| 2002年   | 民間委託や公共的団体等の活用について検討する。平成19年度実施。 <b>1園を公設民営化。</b> （小金井市第二次行財政改革大綱）   |
| 2010年5月 | 市民サービスの充実を図るため、順次民間委託や公共的団体等に委託する。平成25年実施。（小金井市第三次行財政改革大綱）   |
| 2013年7月 | 運営形態の見直し後、（中略）初期の目的が達成していると確認できた際には、民設民営に移行する。（資料1）  |
| 2016年9月 | 5か所ある公立保育所は、果たしていく役割を担う上で必要な公立保育所を除き、平成32年度から業務委託し、その後の検証を経て、平成34年度から民設民営による運営に移行し、順次民営化等を進める。（資料135）  |
| 2017年3月 | 運営方式を見直す公立保育園は3園とし、まず、平成32年度から1園の運営方式を見直す。また、その他の2園については、平成35年度以降、順次運営方式の見直しを進めることとする。（資料156-2）  |
| 2017年5月 | 公立を2園とし、残る3園は順次、民間に委譲し、民設民営化する。民営化の対象園は、さくら保育園、くりのみ保育園、わかたけ保育園の3園とする。平成32年度に2園を民間委託し、その後検証を経て、平成34年度に民設民営に移行する。残る1園については、民間委託を挟まず、平成36年度に民設民営に移行する。（資料166） |
| 2017年7月 | 平成32年に2園を委託を挟まず委譲、平成36年に1園委譲し、公立園は2園に。（資料172）  |

※数については、第32回運営協議会で「公立園の過半数以上」と鈴木保育課長（当時）より答弁あり。その根拠は「西岡市長の選挙の際の公開討論会での発言」とのこと。

★公設民営化→公設民営化後、初期の目的を達すれば民設民営に変更。

★1園→「果たしていく役割を担う上で必要な公立保育所以外（※）」に変更。

★公設民営化2年後から民設民営化。

★民営化する園を3園と提示。

★1園の見直し後、3年後から2園の見直しを行うと提示。

★2園の委託後、検証を経て、2年後に民設民営に移行。その2年後、1園を委託を挟まずに民設民営化に変更。

★2園を委託を挟まず民設民営化、4年後に1園を民設民営化に変更。（委託とその後の検証を撤回）

## 検討・協議の状況①

2003  
(H15) 年

市の考え方：  
1園民間委託

認可保育園の  
数：公立5園、  
私立6園  
(計11園)

2006  
(H18) 年

「保育業務の見直しについて」という事項を含む諮問が出され、児童福祉審議会が招集された。



当初は隔月開催・1年で審議する予定だったが、児童福祉施策をめぐる環境の変化が加速化していることを改めて認識。変化に対応した審議を行うべく、委員は自主勉強会を行い、国が新設した「指定管理者制度」などについても理解を深めた。結果的に審議は3年に及んだ。

- ・策定委員会：全24回開催
- ・起草委員会：全34回開催
- ・施設見学：全14回実施



児童福祉審議会「最終答申」により、基本は現行の体制維持とする。

### 児童福祉審議会における検討内容

#### 【①市立保育園の現状と課題を確認】

市立保育園の業務の見直しについて調査を行った。

公立5園の園長および全保育士への質問紙調査および2園の視察とヒアリングを実施。

→市立保育園の保育業務の特長を調べ、保育の質を確保し、維持させている主な事項を3点挙げた。

→見直しや改善が必要と思われる主な課題を抽出した。

#### 【②民営化園の現状と課題の確認】

多摩地区にあり市立園と同規模の公設民営の保育園（民営化園）について調査。

計6園（企業、NPO法人、社会福祉法人各2園）に質問紙調査、視察・ヒアリングを実施。

→保育業務の改善、向上に資すると考えられる主な事項を抽出。

→市立保育園の民間委託において主な課題となる5点を指摘。

#### 【③今後の保育園のあり方の検討】

委託の方法、委託の妥当性（運営費の削減、職員の資質と専門的力量の形成、保育業務の適正化・効率化、多様なニーズに応じた保育サービスの実現、待機児童の解消）について検討を行った。

## 検討・協議の状況②

2013  
(H25) 年

- 11月、**小金井市公立保育園運営協議会**がスタート。第2回より共同委員長形式による運営になり、覚書を締結。

2014  
(H26) 年

- 1月、五園連から市長宛に「保育体制に関する要望書」を提出。※市は平成26年度に向け退職者（正規職員）4名の補充を非正規職員8名で対応する方針。
- 4月、正規職員の退職に対し、任期付き職員の補充に変更。

一部委員から民営化を前提とした意見が出され、五園連側から明確に反対を行った。また、協議会会长も民営化・効率化について財政論から検討することには反対し、意見書にも意見として記載された。

2015  
(H27) 年

- 6月、**小金井市保育検討協議会**がスタート。主要な論点は、公立・民間それぞれの現状分析、公立園の効率的な管理運営について。
- 12月、**小金井市保育検討協議会**、意見の取りまとめのため1回追加し、全9回の会議を終える。翌月、「今後的小金井市の保育行政の在り方に関する意見～小金井市保育検討協議会報告～」を提出。
- 3月、**小金井市公立保育園運営協議会第Ⅰ期**の協議終了。

### 運営協議会第Ⅰ期における 「保育業務の総合的見直し」の協議経過

第2回以降に質疑を行ったが、五園連側からの資料要求に対して市側から回答が出なかつたため、協議を進めることができなかつた。

#### <五園連側の指摘>

・総合的見直しが財政面からの検討が中心となっており、保育の内容（保育の質）に関する検討が一切されていない中で結論を導いていることへの重大な懸念を指摘。

・待機児童の解消や保育サービスの向上、施設の老朽化などへの対応のため、財政面での制約を理由に運営形態の見直しを主張する市の課題認識に対しては、あくまでそれぞれの課題の内容や重要性に応じて解決策を検討すべきであり、公立保育園の運営形態の見直しとは別問題と指摘。

・公立保育園の運営形態の見直しを検討するのであれば、第一に公立保育園の現状の評価（特に保育内容）や意義・役割が検討されるべきであり、その中で利用者の満足度や費用などを多面的に議論されるべきものである。

## 検討・協議の状況③

2016  
(H28) 年

- 5月、小金井市公立保育園運営協議会第Ⅱ期がスタート。

2017  
(H29) 年

- 9月、第32回運営協議会にて、職員団体協議資料として「今後の保育サービスに関する基本方針（案）」が共有される。



以降、民営化等に関しては職員団体協議資料の共有のみ（実質的に協議ができない状態に）。  
※その間に市の方針は大きく変遷



2018  
(H30) 年

- 9月、第38回運営協議会にて、市側より職員組合との協議終了の報告と、民営化を実施するにあたっての協議を本協議会で行いたいという趣旨の提案がなされる。

- 3月、小金井市公立保育園運営協議会第Ⅱ期の協議終了。

### ＜職員団体協議（労使交渉）の状況＞

- 9月、労使の拡大事務折衝の場において「今後の保育サービスに関する基本方針（案）」が提示される。
- 12月、労使間の拡大事務折衝の場で、市と組合は「公立保育園の運営方式を見直す」等の内容が書かれた覚書を交わす。
- 3月、労使間の拡大事務折衝の場で、「小金井市立保育園運営方式見直し基本計画（案）」という資料が市から提示される。
- 8月、労使間で、「保育業務の総合的な見直しに関する覚書」が結ばれる。

五園連側は市側の提案を検討するにあたり、市から民営化の必要性、民営化のメリット・デメリット、保育内容への影響等を比較考量できる保護者向け資料を提示し、その資料に基づく協議を十分に行うこと改めて要請。市もこれを了承したが、五園連側の要請に足る資料の提示には至らなかった。

## 検討・協議の状況④

2018  
(H30) 年

- 5月、**小金井市公立保育園運営協議会第Ⅲ期**がスタート。
  - 7月、43回運営協議会で「第Ⅲ期での協議内容について」という議題が出される。（民営化等については、具体的に示せる状況ではないという説明あり）
  - 9月、44回運営協議会で民営化について2年延伸したいという方針および保育の質のガイドラインやビジョンを含めた市全体の保育の計画について新たな委員会を立ち上げたい旨の報告がある。
- 2019  
(H31) 年
- 1月、46回運営協議会で「今後の主な協議等のスケジュール（案）」が出される。（民営化と保育計画を並行する内容）
  - 3月、**小金井市保育計画策定委員会**がスタート。
  - 5月、48回運営協議会で保護者委員より現状認識のすり合わせを趣旨とした資料が出される。
  - 7月、49回運営協議会で市側より保護者委員作成資料を受けての資料（過去資料再録）が出される。
- ※現時点においても「第Ⅲ期での協議内容」は確定していない。

### 保育計画策定と民営化に関して

#### <市側の考え方>

- ・民営化は、市としては行っていきたい考えを持っている。
  - ・小金井市における保育のゴール設定は100%ではなく、さらなる検討も必要であるため、保育計画策定委員会で議論していただきたい。
  - ・保育のゴールに到達するための手段にもいろいろあり、民営化も手段の一つと言えるが、保育のゴールに到達するための手段とは別に考えられることのため、それぞれ並行して進めたい。

#### <五園連側の指摘>

- ・市全体の保育計画は必要。
- ・あくまでも民営化は保育計画がまとまった結果に、計画を達成するための手段の一つとして登場するかもしれないという位置づけのものである。
  - ・計画がまとまる前に民営化を進めることには齟齬が発生する可能性があるほか、手戻りになることも想定される。

▼  
第46回運営協議会で示されたスケジュール（案）では保育計画の完成よりも前に民営化ガイドラインや事業者の募集要項ができる内容となっていたことから、五園連側は明確に反対を行った。

## 状況・背景のまとめ

◎公立保育園の民営化について、是非や実現の可否について検討（種々の面から調べて、良いか悪いかを考えること）を行ったのは、児童福祉審議会のみである。

・運営協議会において、市から利用者を含む市民に対して民営化の是非や実現の可否について意見を求められたことはなく、十分な資料を提示した上での検討・協議は行われていない。

・保育検討協議会意見書には運営形態の見直しについても委員の意見が記載されているが、あくまで十分な検討がない中で民営化の是非について焦点が当たった際の各委員の意見である。

◎この数年で、保育の量的拡充が進み、市内の保育園（私立保育園）の数も大幅に増えた。

・平成26年度保育所案内における私立保育園の数：8園



令和2年度保育所案内における私立保育園の数：24園（新規開設予定の3園除く）

◎この数年で、保育士不足が深刻化し、特に東京都における保育士の有効求人倍率が急上昇した。

・平成24年12月の保育士の有効求人倍率（東京都）：3.54倍



平成30年12月の保育士の有効求人倍率（東京都）：6.96倍（東京都労働局調べ）

＜参考＞

平成30年8月1日現在の要員状況について、全体の29.4%が不足と回答、8.5%の施設が要員不足による児童の入所受け入れ制限を実施。（独立行政法人福祉医療機構調べ）